

敦賀市外国人介護職員就労助成事業実施要綱

(目的)

第1条 敦賀市外国人介護職員就労助成金（以下「助成金」という。）は、外国人介護職員を介護従事者として新しく受け入れた市内の介護サービス事業所を運営する法人に対して、助成金を交付することにより、多様な介護人材を確保し、外国人介護人材の雇用等が円滑に行われることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「介護サービス事業所」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第26項に規定する施設サービス、法第8条の2第1項に規定する「介護予防サービス」又は同条第12項に規定する「地域密着型介護予防サービス」を提供する事業所をいう。

2 この要綱において「介護職員」とは、利用者に直接介護サービスを提供する職員をいう。

3 この要綱において「外国人介護職員」とは、次の（1）から（5）のいずれかに該当する者をいう。

（1）経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護福祉士候補者

「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」又は平成24年4月18日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡」に基づき入国する者であって、受入事業所によって雇用される者をいう。

（2）外国人技能実習生

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第一の二に定める外国人の技能実習の資格をもって在留する者であって、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に基づき、受入事業所によって雇用される者をいう。

（3）特定技能外国人

入管法別表第一の二に定める外国人の特定技能の資格をもって在留する者であって、受入事業所によって雇用される者をいう。

（4）特定活動外国人

出入国在留管理庁が示す『特定技能関係の法定活動（「特定技能1号」への移行を希望する場合）』により、特定活動（6月・就労可）の資格をもって在留する者であって、受入事業所によって雇用される者をいう。

（5）その他市長が認める者

(交付対象者及び助成金の額)

第3条 交付対象者は、正規職員として外国人介護職員を雇用した、介護サービス事業所を運営する法人とし、令和6年4月1日以降に、日本国内で介護サービス事業所に1度も勤務したことがない外国人介護職員を、3か月以上継続して雇用することを条件とする。

2 助成金の額は、外国人介護職員1人当たり10万円とする。

3 助成金の額の総額は、毎年度予算の範囲内で市長が定める額を限度とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする法人(以下「申請者」という。)は、敦賀市外国人介護職員就労助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 在留カード(両面)の写し
- (2) 雇用契約書の写し
- (3) 債権者登録(変更)申請書(敦賀市に債権者登録を行っていない場合)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付決定を行うものとする。

2 市長は、助成金の交付を決定したときは、申請者に対し、敦賀市外国人介護職員就労助成金交付決定通知書(様式第2号)により、助成金の交付をしないことを決定したときは敦賀市外国人介護職員就労助成金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

(助成金の交付)

第6条 市長は、前条第2項の規定により助成金の交付の決定をした時は、速やかに助成金を交付するものとする。

2 助成金の交付は、申請者名義の口座へ、口座振替の方法により行うものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第7条 市長は、第5条の規定による交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すとともに、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付を受けたとき
- (2) その他市長が相当の理由があると認めるとき

2 市長は、前項の規定による取り消しをしたときは、申請者に対し、敦賀市外国人介護職員就労助成金交付決定取消通知書(様式第4号)により速やかに通知しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。